

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 213 回国会法律案等 N A V I 「専修学校における教育の充実を図るための学校教育法改正案」
著者 / 所属	徳田 貴子 / 文教科学委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	465 号
刊行日	2024-4-12
頁	135-136
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20240412.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

専修学校における教育の充実を図るための学校教育法改正案

1. 専修学校制度の概要

専修学校は、学校教育法第1条が定める学校¹以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行うもののうち、一定の要件²を満たすものである。昭和51年に新しい学校制度として創設され、教育課程の編成や教員体制の構築等において自由かつ弾力的な教育が行われており、専門的な知識、技術、国家資格を含む多様な資格を取得することができる。

専修学校には、①中学校卒業程度を入学資格とする「高等課程」（高等専修学校）、②高等学校卒業程度を入学資格とする「専門課程」（専門学校）、③入学資格を問わない「一般課程」の三つの課程がある（課程別の学校数等は下表のとおり）。このうち専門学校については、生徒数が55万人を超え、18歳人口の進学率も2割以上に及ぶことから、高等教育の多様化・個性化を図る上で重要な役割を果たしているとされる。

表 専修学校の学校数等（令和5年5月1日現在）

	入学資格	学校数	学科数	生徒数
高等課程 (高等専修学校)	中学校卒業等又はこれと同等以上の学力がある者	386校	502学科	33,150人
専門課程 (専門学校)	高等学校卒業等又はこれに準ずる学力がある者	2,693校	8,570学科	555,342人
一般課程	問わない	140校	251学科	19,459人
総計		3,020校(※)	9,323学科	607,951人

※学校数の総計は、各課程の重複を除く

(出所) 令和5年度学校基本調査等より作成

2. 学校教育法改正案提出の経緯

文部科学省に設置されている「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」は、令和4年9月から、社会人や留学生の受入れに関する振興策や職業教育体系の確立に向けた質保証の在り方等について議論を行い、令和6年1月、「実践的な職業教育機関としての専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて」（以下「協力者会議報告書」という。）を取りまとめた。協力者会議報告書では、「人生100年時代」やデジタル社会の進展の中で、職業に結び付く実践的な知識・技術・技能や資格の修得に向けて、リカレント・リスキリング教育を含めた職業教育の重要性が高まっていることを踏まえ、専門学校における教育と大学における教育との間の制度的な整合性を高め、両者の間の円滑な移行を可能にする

¹ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

² 修業年限が1年以上、授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上、教育を受ける者が常時40人以上

とともに、専門学校卒業生の学修成果の社会的な評価の向上や学修継続の機会を確保することが求められているとされ、学校教育法の改正を含む制度改正が必要とされた。

以上のような状況を踏まえ、政府は、令和6年3月1日、専修学校における教育の充実を図るための「学校教育法の一部を改正する法律案」（閣法第35号。以下「学校教育法改正案」という。）を閣議決定し、国会に提出した。

3. 学校教育法改正案の概要

（1）大学等との制度的整合性の向上（専門課程の入学資格厳格化、単位制の法定化）

現在、専門課程の入学資格は、高等学校等を卒業した者又はこれに「準ずる学力があると認められた者」とされているところ、本改正により、高等学校等を卒業した者又はこれと「同等以上の学力があると認められた者」となり、大学の入学資格と同様になる。また、現在、専修学校在籍者の呼称は、中学校や高等学校と同じ「生徒」とされているが、専修学校のうち専門課程の在籍者の呼称が大学等と同じ「学生」に改められる。

専修学校となるために必要な要件（脚注2参照）のうち、「授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。」の「授業時数」が「授業時数又は単位数」に改められる³。

（2）専門課程修了者の学修継続の機会確保・社会的評価の向上（専攻科の設置、大学編入学資格・専門士の称号の付与）

現在、学校教育法に専修学校における専攻科の設置規定はないが⁴、本改正により、修業年限2年以上等の基準を満たす専門課程（特定専門課程）を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとなる⁵。また、特定専門課程の修了者は、大学編入学資格が認められるとともに、「専門士」と称することができることとなる⁶。

（3）教育の質の保証（自己点検評価の義務付け等）

現在、専修学校における評価は、小学校の学校評価の規定が準用されており、自己評価が義務付けられるとともに、学校関係者評価が努力義務とされている。本改正により、専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、大学と同等の項目⁷での自己点検評価が義務付けられる（小学校の自己評価の義務規定は準用されなくなる）とともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務が定められる。「外部の識見を有する者」として、協力者会議報告書では「独立した専門の評価機関」が想定されるとしている。

とくだ たかこ
(徳田 貴子・文教科学委員会調査室)

³ 現在も学校教育法施行規則に基づき、各学校が一定の授業時数を満たした上で単位制を採用することは可能。

⁴ 現在各学校が称している「専攻科」は、学校教育法に定めのないものである。

⁵ 一定の要件を満たす専攻科は、修学支援新制度（授業料等の減免、給付型奨学金の支給）の対象となる。

⁶ 現行の学校教育法でも、修業年限2年以上等の基準を満たす専門課程を修了した大学入学資格保有者に大学編入学資格が認められている。また、告示に基づき、修業年限2年以上等の要件を満たし文部科学大臣の認定を受けた専門課程の修了者は、専門士と称することができる（本改正で専門士が法律に位置付けられる）。

⁷ 教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況。大学はこれらに加え、研究の状況も自己点検評価の対象。